

横浜市社会教育委員の設置並びに費用弁償に関する条例の一部改正について

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が、平成 25 年 6 月 7 日に成立し、同月 14 日公布されました。これに伴い、「社会教育法」の一部が改正され、これまで「社会教育法」で定められていた社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省で定める基準を参酌し、地方公共団体の条例で定めることとなります。

これを受けて、「横浜市社会教育委員の設置並びに費用弁償に関する条例」の一部を改正します。

2 文部科学省令（参酌基準の内容）

平成 26 年 4 月 1 日施行の文部科学省令では、社会教育委員の委嘱の基準について、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。」と定められています。

3 改正の概要

(1) 条例名

条例の規定内容を踏まえた題名とするため、条例名を「横浜市社会教育委員条例」に改めます。

(2) 社会教育委員の委嘱の基準（第 2 条）

社会教育委員の委嘱の基準を次のとおり定めます。

（委嘱の基準）

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

4 本市社会教育委員の委嘱の基準の考え方

文部科学省令で定める参酌基準に加え、「教育委員会が必要と認める者」を追加することにより、教育委員会が必要と認める専門家を社会教育委員に委嘱することができるようにします。

5 条例施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

■横浜市社会教育委員の設置並びに費用弁償に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後 (平成 26 年 4 月 1 日施行予定)
<p><u>横浜市社会教育委員の設置並びに費用弁償に関する条例</u></p> <p>(第 1 条 省略)</p> <p>(追加)</p> <p>(委員の定数) 第 2 条 委員の定数は10人とする。</p> <p>(任期その他) 第 3 条 委員の任期は 2 年とする。但し、1 回に限り重任を妨げない。 (第 2 項及び第 3 項 省略)</p> <p>(費用弁償) 第 4 条 委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。 (第 2 項及び第 3 項 省略)</p> <p>(委任) 第 5 条 この条例施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p><u>横浜市社会教育委員条例</u></p> <p>(第 1 条 省略)</p> <p>(委嘱の基準) 第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 学校教育及び社会教育の関係者 (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 学識経験のある者 (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者</p> <p>(委員の定数) 第 3 条 委員の定数は10人とする。</p> <p>(任期その他) 第 4 条 委員の任期は 2 年とする。但し、1 回に限り重任を妨げない。 (第 2 項及び第 3 項 省略)</p> <p>(費用弁償) 第 5 条 委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。 (第 2 項及び第 3 項 省略)</p> <p>(委任) 第 6 条 この条例施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>